



気になるこの用語

第5回

消費生活相談の周辺用語を取り上げ、やさしく解説します。

永沢 裕美子 Nagasawa Yumiko フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)世話人
前金融審議会委員、金融広報中央委員会・金融経済教育推進会議委員、国民生活センター紛争解決委員会特別委員などを務める。(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事・副会長。

クラウドファンディング

近年、資金調達の方法として注目を集めているクラウドファンディング。一方で「クラウドファンディングで購入した商品が届かない」といった相談が寄せられています。今回は「クラウドファンディング」という用語を取り上げます。

? クラウドファンディングとは

クラウドファンディングとは、大衆や群衆という意味のクラウド (Crowd) と、資金調達という意味のファンディング (Funding) を組み合わせた造語です。事業資金を必要とする人が、自らのアイデアをインターネット上でプレゼンテーションし、そのアイデアへの賛同者を集めるしくみです。

クラウドファンディングは、2000年代初頭に英米で寄付や芸術家支援のために立ち上げられたサイトなどがその始まりといわれています。日本では東日本大震災の後、被災地の再興のための資金調達に活用され、その存在が知られるようになりました。最近では、2016年に大ヒットしたアニメ映画の「この世界の片隅に」がクラウドファンディングで制作資金を集めたことが知られています。

? クラウドファンディングのしくみ

クラウドファンディングは、①プロジェクトを立ち上げるための資金を必要とする個人もしくは法人(以下、実施者)と②サポーターやパトロンと呼ばれる資金提供者③クラウドファンディング・サイトを運営し、その両者にマッチングの機会を提供するクラウドファンディング提供会社(以下、CF事業者)の3者で構成されます。

クラウドファンディングにおける資金調達は、実施者がサイトから事業計画の掲載をCF事業者に申し込むことによって始まります。

CF事業者は実施者からヒアリングをし、プロジェクトの成功の可能性等を審査し、掲載するかどうかを決定します。掲載に先立ち、実施者は掲載期間と目標金額を決定します。掲載期間中、実施者はさまざまな情報提供を行って目標金額の達成をめざすこととなります。期間終了時に目標金額が集まらなかった場合、プロジェクトが不成立となり資金提供者に返金が行われるのが一般的ですが、目標金額未達であっても集まった資金が実施者に支払われプロジェクトが実行される場合もあります。プロジェクトの実施が決まると、CF事業者は集まった資金から手数料分(調達額の5~20%程度)を差し引いた金額を実施者に渡し、プロジェクトが実行されることとなります。

? クラウドファンディングの類型

クラウドファンディングは寄付型、売買型、投資型、貸付型の4類型に分類されるのが一般的です。

寄付型は、文字通り資金提供の対価がない類型です。社会貢献や地方創生のためにお金を出したい個人とNPO法人や地方自治体等とをつなぐしくみとして、わが国でも利用が拡大しています。なお、寄付型であっても、ふるさと納税のように寄付に対する返礼があるものもあります。

売買型は、資金提供の対価としてモノやサービスが提供される類型です。デジタル・コンテンツや映画等の制作に活用される例が増えています。商品の予約販売的な性質を有しており、



売買契約の規律が適用されます。また、EC（電子商取引）マーケットに準じるものとして整理されるため、特定商取引法のようなECマーケットの規律が適用されることとなります。

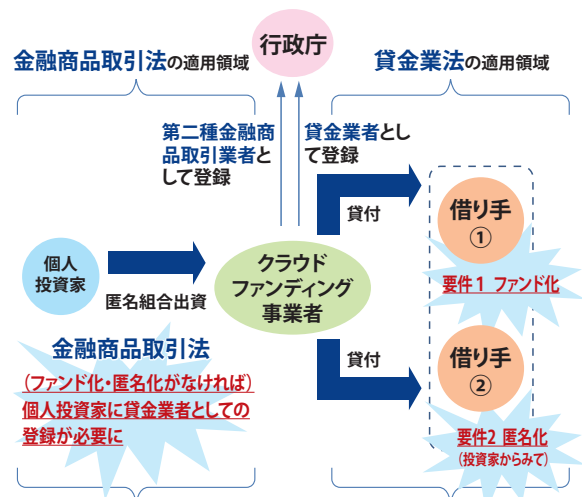
投資型は、得られる収益の一部を金銭で分配することを約束する類型で、株主となり配当を受け取ることができる**株式型**と、CF事業者が設定した匿名組合の持分所有者となり、成果の配分を持分にに応じて受け取る**ファンド型**があります。さらに、**ファンド型**は、事業に直接投資を行い収益の一部を分配するタイプと、貸付債権に投資を行い、その利息の一部を資金提供者に支払うタイプがあります。後者のタイプは、わが国で行われているクラウドファンディングの9割を超える規模*¹となっており、**貸付型**として分類される場面が増えていきます。投資型のいずれのタイプも元本は保証されません。また、いずれのタイプもサイト上で不特定多数の人に投資の勧誘を行うこととなりますから、金融商品取引法の適用を受けます。株式型を扱うCF事業者は証券会社と同じ第一種金融商品取引業の登録が、ファンド型の場合は第二種金融商品取引業の登録が必要となります。なお、少額電子募集取扱業の要件を満たす場合には参入規制が大幅に緩和されています。

的です。そこで、CF事業者が匿名組合（ファンド）を設立して営業者となり、匿名組合への出資というかたちで一般個人から資金を募る一方、資金需要者に対して貸し付けを行い、その貸付債権にファンドが投資をするという方法が採られているのです（図）。貸し付け型が貸付の対象とするのは、銀行から借り入れることが難しい者です。高い貸付利息を取ることができますが、貸し倒れリスクも高いことを理解しておくべきです。

？ 資金提供に際しての留意点

クラウドファンディングは、インターネットを通じて、少額から共感できる事業を応援できるしくみであることから、消費者の間に広く浸透していくことが予想されますが、銀行のような厳しい審査を経ているわけではなく、“絵に描いた餅”となってしまう可能性が高いことに留意が必要です。また、拡大が続くソーシャル・レンディングについては、ネット上で積極的に広告を行っていた大手CF事業者が行政処分を受け、運営のずさんさが露見したことも記憶にとどめておくべきでしょう*²。

図 ソーシャル・レンディングのしくみ



(新経済連盟 2018年2月27日資料を参考に筆者作成)

(注) 借り手保護の観点から貸金業法により借り手の匿名化が行われているが、投資者保護の観点から、借り手に関する情報の開示を可能とする規制緩和が検討されている。

？ ソーシャル・レンディングのしくみとリスク

前述の貸付型はソーシャル・レンディングやP2P（ピア・ツー・ピア）レンディングと呼ばれています。ただし、わが国では、海外で行われているような1対1の貸し付けは行われていません。信用リスクごとに区分けされた資金需要者グループや事業グループに対して、そのグループに投資をしたい一定数の資金提供者が集団的に資金を提供するしくみが採用されています。わが国では貸金業法により業として貸し出しを行う場合は貸金業登録が必要とされており、一般の個人が貸金業登録をするのは非現実

* 1 矢野経済研究所 プレスリリース

https://www.yano.co.jp/press-release/show/press_id/2036

* 2 財務省関東財務局の発表資料（2017年3月30日） <http://kantou.mof.go.jp/kinyuu/pagekthp032000621.html>

(参考文献) 増島雅和ほか『FinTechの法律 2017-2018』（日経BP社、2017年）